

学校におけるインターネット情報発信ガイドライン（案）

近江八幡市立島小学校

（目的）

第1条 このガイドラインは、島小学校における教育活動を広く知らしめ、保護者・地域との教育面での連携協力および開かれたた学校づくりを推進するためのインターネットを活用した情報発信（ホームページや学校ブログ等、以下情報発信という）にかかる基本的な規約を定めることを目的とする。

（範囲）

第2条 このガイドラインが規定する範囲は、インターネットに関する情報通信において特に不特定多数のアクセスが可能な WWW（World Wide Web）に対するものである。

（内容）

第3条 情報発信で扱う内容は下記に示すものである。

- （1）学校経営に関する内容
- （2）児童の学校生活に関する内容
- （3）児童の学習や活動の成果に関する内容
- （4）児童の学習を支援する教材や資料に関する内容
- （5）学校として行っている校内研究に関する内容
- （6）その他、学校運営に関連する内容で校長が承認した内容

（個人情報などの保護）

第4条 情報発信においては児童及び教職員の個人情報を保護しなければならない。

（1）（公開禁止事項）次の事項については何人も発信してはならない。

- ① 児童、教職員に関する個人情報。ここにいう個人情報とは、氏名・住所・電話、ファックス番号、Eメールアドレス・生年月日・学習成績・家庭環境・身体や健康に関する事項を指す。

（2）（条件付公開事項）次の事項については一定の条件のもと、公開することができる。

- ① 児童の顔写真（集合写真含む）など掲載する場合は、低解像度および目的を達する程度の小さなサイズに変換し、さらにコピー等の複製が容易にできない技術的工夫を講じ、漏洩の防止につとめること。
- ② 児童の作品（絵画・工作・作文等）を掲載する場合は、必要に応じて本人および保護者の承諾を得、目的を達する程度の低解像度のものとする。
- ③ 個人情報を保護した範囲で、教職員の指導や研究に関する資料を掲載する場合は、十分留意し、コピー等の複製が容易にできない技術的工夫を講じること。
- ④ 配布・通知文書を掲載する場合は、改ざんできない技術的工夫を講じること。

(著作権に関する留意点)

第5条

- (1) 必要に応じて他のホームページとリンクを張ったり、その内容を参照する場合は、その著作権に留意するとともに、利用する場合は著作権者の承諾を得ること。また、その出典を明示すること。
- (2) 営業利益を目的とするページへのリンクは張ってはならない。但し、教育的に有益であると判断される場合は、その限りではない。

(管理及び運営)

第6条 情報発信に関わる一切の管理・運営は学校が行うとともに、次の事項に従うこと。

- (1) 情報発信に関する責任は校長が負う。
- (2) 情報発信において発信していることを、児童・保護者等に対して適切に周知するとともに、そのアドレスを公開すること。
- (3) 情報発信の内容は適宜、更新に努めること。
- (4) 情報発信の更新は、ホームページ担当者が行うものとする。但し、その内容については、事前に当該の学校内組織（学年や教職員など）の了解を得るとともに校長の承認を得ること。
- (5) 掲載している内容については、原則、その年度が終了した時点で削除すること。但し、年度を越えて有益と判断される場合はその限りでない。
- (6) 児童やその保護者からその内容にかかわる意見が出された場合、相手方と十分協議し、適切に対処すること。
- (7) 教育委員会ははじめ学校関係者や組織・団体等から、その内容について問題点の指摘を受けた場合は、速やかに学校内で協議し適切な対応をとるとともに、その対応結果について相手方へ連絡をすること。
- (8) 情報発信の内容がが無断で改ざんされたり、不正アクセス等による被害を被ったりした場合は、至急、その公開を中止するとともに、教育委員会および管理者(近江八幡市システム管理課)に連絡すること。

(ガイドラインの取り扱い)

第7条 本ガイドラインは、次の事項に従うこと。

- (1) ガイドラインの内容は常に公開及び周知すること
- (2) ガイドラインの内容は毎年度、学校内で協議し、適切な内容となるよう努めること。

(付則)

このガイドラインは近江八幡市立島小学校が作成するインターネットを活用した情報発信に対して適用され、平成26（2014）年5月1日より施行する。